

令和7年第1回(3月)定例会

令和7年3月10日（月）午前9時から和木町役場議事堂において、
第1回和木町議会定例会を再開する。

○出席議員（10名）

1 番	三分一 淳	
2 番	明 本 光 弘	
3 番	津 島 宏 保	
5 番	明 本 光 弘	
6 番	上 田 丈 二	
7 番	明 本 光 弘	
8 番	灰 岡 裕 美	
9 番	小 林 秀 嘉	
10 番	森 脇 明 美	副議長
11 番	兼 本 信 昌	議長

○説明のため出席した者

町 長	米 本 正 明	
副 町 長	田 中 雅 彦	
企画総務課長	渡 邊 良 平	
税 務 課 長	坂 本 啓 三	
住民サービス課長	上 村 克 司	
都市建設課長	山 下 純 二	
保健福祉課長	鳥 枝 靖	
教 育 長	重 岡 良 典	教育委員会
事 務 局 長	松 井 敏 浩	〃

○会議に従事した職員

事 務 局 長	吉 岡 司
書 記	田 尾 恵

開 議 会	長	9時00分 おはようございます。 中国新聞、読売新聞、KRY から議場内のカメラ撮影の許可 願いが出ておりますのでこれを許可いたします。
議	長	これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。
議	長	日程第1 一般質問を行います。 質問の通告が6名です。通告順に質問を許可いたします。 質問順位1番 2番議員 明本光弘議員。
議	長	明本議員。
明本議員		おはようございます。通告に基づき質問させていただきます。 和木町における、「平成二十六年法律第百二十七号 空家等 対策の推進に関する特別措置法」の取組みについて伺います。 まず、平成二十六年法律第百二十七号 空家等対策の推進に関する特別措置法について第4条まで を読み上げます。 (目的) 第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が 防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼ していることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護す るとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活 用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本 指針の策定、市町村による空家等対策計画の作成その他の空家 等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることに より、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もっ て公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とす る。 (定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とあるのは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全に図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（空家等の所有者等の責務）

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

（市町村の責務）

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

と、ありますが、どの課がどのような形で、空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策に取り組んでいるか状況を教えていただきたいと思います。

議 長

渡邊企画総務課長。

渡 邊 企 画
総 務 課 長

はい、空家対策に関しましては、過去の一般質問でのお答えしたことがございますが、内容に応じて各課の分担をあらかじめ決めているところでございます。まず、空家に関する「相談受付」及び「各課との連絡調整」これを企画総務課が受け持っております。「所有者に関する内容」では税務課、敷地内の雑草の繁茂や衛生上有害となる状態の解消といった「環境・衛生」に関する内容は住民サービス課、「危険空家対策」に関

令和7年第1回(3月)定例会

する内容は都市建設課となっております。この他、空家バンク、空家の利活用、空家の防犯・防災に関する内容でございましたら企画総務課が所管としております。

議長 明本議員。

明本議員 全国では、総住宅数のうち、空き家は900万戸と、2018年(849万戸)と比べ、51万戸の増加で過去最多となっております。総住宅数に占める空き家ポイントの割合(空き家率)は13.8%と、2018年の13.6%から0.2ポイント上昇し、過去最高となっています。

山口県では14万戸の空き家があるとされています。

これを考えると、和木町には現在、最低でも約100戸以上くらいの空き家が存在するのではないかと考えます。和木町では空き家は何軒あると承知されていますか。

また、空き家対策が深刻な問題になる前に、専門の担当窓口を作っていただきたいと考えますがいかがでしょうか。

議長 渡邊課長。

渡邊企画 今ご質問の2点についてお答えいたします。

総務課長 まず明本議員仰いますように令和5年の総務省の住宅土地統計調査では、今おっしゃいましたとおり平成30年の調査と比較して、全国でも山口県でも空き家の率は高くなっているという結果が出ております。ただし、この調査は人口15,000人未満の市町村は非公表でございますので、本町の空き家の率、件数などは把握しておりません。それと深刻になる前に、専門の担当窓口を設置するべきではないかということですが、現在、町内に特定空き家に該当する(認定した)住宅はないため、先に申し上げました現状の体制で、その空き家の状態・寄せられた相談の内容に応じて対応することを考えております。

議長 明本議員。

明 本 議 員

はい、わかりました。

次に、特別措置法に定める空家等対策計画と協議会について伺います。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができる。

協議会は、市町村長のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

とありますが、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会は、設置してあるのかを伺います。

議 長

渡邊課長。

渡 邊 企 画
総 務 課 長

当町では、現時点において空家等対策計画の策定及び協議会の設置は未実施となっております。空家に関しましては何らかの対応が必要となった際は、現状では、担当課が庁内連絡会議を適宜開催することとしております。

議 長

明本議員。

明 本 議 員

はい、わかりました。

空家等の所有者等の責務として、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

瀬田地区に、これが守られていない特定空家と認定されるべき空き家、廃屋がありますが、この対応はいかがですか。所有者との協議はなされていますでしょうか。

固定資産税の1/6の免除が続いているのかについても伺いたいします。

議 長 上村住民サービス課長。

上 村 住 民 お答えいたします。

サ ー ビ ス この場では、個別の案件については控えさせていただきたい
課 長 と思います。一般論としてお答えさせていただきたいと思いま
す。

まず、このようなご相談があった場合は、現場を確認し、所有者を調査いたします。所有者が確認できた場合は、所有者に現状を報告し、是正を依頼いたしますが、一向に改善されなかった場合は、「管理不全空家等」に認定し、「指導」「勧告」を行い、「勧告」を受けた段階で、固定資産税の住宅地特例を解除することになります。

それでも改善されず危険な場合は、有識者を入れた空家等対策協議会を開催、意見聴取し、「特定空家等」に認定いたします。その後は、空家法第22条に基づく「助言・指導」「勧告」「命令」の手続きを踏み、最終的に「行政代執行」に進みます。ケースバイケースではございますが、基本的にはこの流れで進んでいくこととなります。

議 長 坂本税務課長。

坂 本 ただ今、明本議員より固定資産税の1/6の免除が続いてい
税 務 課 長 るのかということについてお答えいたします。これも一般論と
してお答えします。

地方税法第349条の3の2及び和木町税条例61条の10により、家が建っていれば200㎡以下の小規模住宅用地、約60坪ですけど、この課税標準については、価格の

明 本 議 員	1 / 6 の額とする特例措置がございます。 現在和木町においてこれを解除してる事例はございません。 以上です。
議 長	明本議員。
明 本 議 員	先程も申し上げましたが、犯罪の防止、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の所有者等の責務として空家等の適切な管理に努めるものとすべきですが、管理不全空き家と認定するなり、町としても空き家の売却や賃貸、解体や相続など相談、管理に力を入れていただきたいと思います。 以上で空家等に対する質問を終わります。 次の質問に移ります。和木町のあいさつ運動について伺います。 第5次総合計画では、本町の将来像を「緑の風薫る文化のまち和木町」とし、「あいさつと笑顔あふれるまち」を目標に町づくりをしています。 第5次総合計画で「あいさつと笑顔のあふれるまち」の目標について、行ったことは何でしょうか。伺いたいします。
議 長	渡邊企画総務課長。
渡 邊 企 画 総 務 課 長	はい、総合計画との絡みでございますのでお答えいたします。 和木町の第5次総合計画にて本町の将来像として定めました、「緑の風薫る文化のまち和木町」、「あいさつと笑顔あふれるまち」これを実現するため、6本の柱、6つの柱を「協働のまちづくり」、「ふれあいのまちづくり」、「賑わいのまちづくり」、「健やかに暮らせるまちづくり」、「安全・安心で快適なまちづくり」、「教育・文化のまちづくり」これらを基本目標に定め、施策を体系化し、諸施策を総合的かつ計画的に推進して参りました。特定の事業に絞って回答申し上げるのは困難なため、本計画における将来像実現の為に様々な施策に取り組ん

できたとお答えさしていただきたいと思います。

関連ですが、昨年12月に次期総合計画策定に向けて町民アンケートを実施しましたところ、目標を達成できているかという質問に対しては、「達成できている」および「どちらかといえば達成できている」を合わせた回答が63.8%と、一定の評価をいただいていることをお伝えしておきます。

議長 明本議員。

明本議員 はい、町ぐるみ和木学園のあいさつ運動の取組みについてお伺いいたします。

毎週、火曜日の朝、中学校入口で教育委員会職員と中学校教員の方々が「おはようございます。」のあいさつをされているのを拝見します。大変すばらしいことで感謝申し上げます。この取組みについて各所で広まればよいと感じています。現在の活動状況や今後の計画について教えて下さい。

議長 重岡教育長。

重岡教育長 明本議員のご質問にお答えをいたします。

まず、児童生徒の登校時間帯に、交差点での交通指導やスクールガードとして、あいさつ運動をしてくださっている議員さん方に感謝申し上げます。

ありがとうございます。

さて、「あいさつ運動」の取組状況ですが、こども園、小・中学校ともに、毎朝の登園・登校に合わせてあいさつ運動を行っております。

特に、小学校では、毎週火曜日と木曜日に委員会の児童と担当教員が行っております。時には、PTAや町民の方も参加をされております。

中学校では、毎週火曜日に、正門と南門に学年で分かれて、生徒と学年教員があいさつ運動を行っております。教育委員会事務局も毎週火曜日には参加をしております。

令和7年第1回(3月)定例会

最近では、家庭教育支援チーム「はっちーず」の皆さんや民生委員・児童委員、主任児童委員の方々も一緒になって「あいさつ運動」を展開してくださってます。

「はっちーず」は、毎週木曜日に小学校で、毎月第2木曜日にはこども園であいさつ運動をされております。

民生委員・児童委員協議会の方々は、毎月第1月曜日に、小学校、中学校、こども園の3箇所に分かれてあいさつ運動をされております。

また、教育委員会では、夏休み期間中に「あいさつ運動のポスター・標語」の作品募集を行っております。標語については一般の方も対象としており、多数の応募があるようになりました。

優秀な作品は、広報「わき」で紹介したり、文化会館ホワイエに展示をしたりしております。

今後も、このように、関係団体と連携したあいさつ運動や啓発活動を通して、「あいさつと笑顔あふれるまち」づくりを推進してまいりたいと考えております。

議 長

明本議員。

明 本 議 員

あいさつ通り、ふれあい通りについて、設置の時期、場所についてお伺いいたします。

議 長

重岡教育長。

重岡教育長

「あいさつ通り」「ふれあい通り」については、36年前の平成元年2月23日に設定記念の式典やパレードが行われております。

きっかけは、昭和63年度・平成元年度（1988年度と1989年度ということになりますが）この2年間、和木小学校が文部省（当時の省名は「文部省」ですが）文部省の道德教育（学校・家庭連携）推進校に指定された時、その研究活動の1つとして「あいさつ運動」の機運を高めようという取り組みが始まりま

した。

また、同時期に和木町は、山口県教育委員会の「ふれあい教育推進地区」にも指定され、社会教育委員会議や主管長会議などの各種会議において、町をあげて「あいさつ運動」に取り組むことになり、その具体的方策として、「あいさつ通り」「ふれあい通り」の2つの通りが設定されたという経緯がございます。

設定当初の場所については、「あいさつ通り」は「小学校前の宮ノ下から総合福祉会館先の交差点まで」と「役場前から大和橋の2つ手前の信号機のところまで」ということになっております。

「ふれあい通り」につきましては、「体育センターから現在のこども園までの中学校横の水路沿い」でございます。

その後、「ホタルの里」のある瀬田地区の町道についても、「ふれあい通り」に設定がされました。

議 長

明本議員。

明 本 議 員

あいさつというのは、してもされても気持ちのいいものです。あいさつが盛んな土地では犯罪が少ないとも聞いております。いざあいさつをしようとしていても、いきなり声を掛けるのはばかられるという感じることもあります。あいさつ通りと指定されているところであれば、あいさつもしやすいと思います。

しかし、あいさつ通り、ふれあい通りの看板が汚れてみすばらしくなっています。この整備と今後の通りの活用方法について伺います。

議 長

重岡教育長。

重岡教育長

「あいさつ通り」や「ふれあい通り」の看板（標識）については、汚れがひどくてコーティングが剥がれているものが増えてまいりました。教育委員会議でも協議して、傷みのひどい

看板については数年前から撤去をしております。

修理や補充をするという方策ではなく、和木町教育全体の構想に「町ぐるみ和木学園」を掲げておりますので、町内の全ての通りが「あいさつ通り」や「ふれあい通り」となって、町民誰もがあいさつを交わし合い、心と心が触れ合ったり、自然と触れ合ったりできる町づくりを進める方が望ましいと考えております。

今月策定されたばかりの「和木町子ども・子育て支援事業計画」にも「あいさつがはぐくむ希望、笑顔がつなぐこどもの未来」がサブタイトルに掲げてありますので、コミュニティ・スクール委員会や社会教育委員会議などの各種会議の場において啓発や周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、ポールについても安全点検をしっかり行った上で、他の利用をするのか、あるいは撤去をするのかを検討してまいりたいと考えております。

議長 明本議員。

明本議員 はい。わかりました。次期第6次総合計画においても、「あいさつと笑顔あふれるまち」を目標に、明るく住みよい町づくりをして進めていただきたいと感じております。
以上で質問を終わります。

議長 再質問がないようですので、以上で明本光弘議員の一般質問を終わります。